



平成29年1月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 木村秀樹

平成28年 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成28年12月1日

判 決

神戸市中央区加納町2丁目1番3号

原	告	神戸市湾岸開発株式会社
同代表者代表取締役		篠田榮太郎（西岡榮太郎）

大阪市大正区鶴町

被	告	中島興業株式会社
同代表者代表取締役		中島忠志
同訴訟代理人弁護士		高田吉典

兵庫県芦屋市翠ヶ丘町

被	告	松岡秀昌
同訴訟代理人弁護士		荒尾幸三
同		中井崇
同		石日慎也

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して、2540万1600円及びこれに対する平成16年9月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、中部国際空港に関連する舗装工事を請け負った奥村組土木興業株式会社（以下「奥村組土木」という。）が同工事について反社会的勢力

から妨害行為を受けたため、これを止めさせるための交渉業務を板谷金太郎（以下「板谷」という。）へ委託することになり、その報酬の一部を仲介役である原告を通じて板谷へ交付するに当たり、更に被告中島興業株式会社（以下「被告中島興業」という。）を経由することが、関係者間で了解されていたにもかかわらず、同社及び奥村組土木の副社長であった被告松岡秀昌（以下「被告松岡」という。）が、奥村組土木から原告、同社から被告中島興業へ交付された金員合計2540万1600円を、その趣旨に反して板谷へ交付することなく不法に領得したと主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償として上記金員及びこれに対する不法行為後である平成26年9月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、回胴式遊技機、総合アミューズメント企画、開発、販売、リース等を目的とする株式会社である。

イ 被告中島興業は、一般土木建築工事請負等を目的とする株式会社である。

ウ 被告松岡は、現在、奥村組土木の副会長の地位にあり、平成14年当時、専務取締役の地位にあった者である。

(2) 奥村組土木は、平成14年頃、中部国際空港建設のプロジェクト（以下「本件プロジェクト」という。）に下請企業として関わっていた。当時、被告松岡は、同社の専務取締役であった。

(3) 当時、奥村組土木が関わっていた本件プロジェクトにおける生コンの供給事業に対して反社会的勢力とみられる者から嫌がらせをされる動きがあった。被告松岡は、奥村組土木に対する上記嫌がらせを止めさせるために、その者らに影響力があるとみられる板谷らへ交渉役を依頼することにした（以下、

被告松岡が行った交渉の依頼を「本件交渉依頼」という。)

- (4) その後、奥村組土木は、本件プロジェクトに係る工事期間中、上記嫌がらせの対策の一環として、原告の社名を記した看板を現場事務所に掲示するようになった。
- (5) 奥村組土木は、平成14年7月から平成16年12月にかけて、原告に対し、別紙1「奥村組土木興業(株)から原告への請負代金支払一覧表(支払通知書の集計による)」記載のとおり、合計2973万4950円を送金していた(以下、これらの送金全体を「奥村組土木から原告への送金」という。)。このうち平成14年9月から平成16年12月までは毎月同じ金額の95万9700円(ただし、振込手数料を含む。)となっている。(丙1)
- (6) 原告は、平成14年7月11日から平成16年12月10日まで、被告中島興業に対し、別紙2「神戸市湾岸開発(株)からの請負代金入金一覧表」記載のとおり、合計2810万6190円を送金した(以下、これらの送金全体を「本件送金」という。)。このうち平成14年9月から平成16年12月までは毎月同じ金額の90万7200円(ただし、振込手数料を含む。)となっている。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

本件送金が被告中島興業から板谷へ交付されることを予定したもの(迂回送金)であったか否か

(原告の主張)

(1) 原告と奥村組土木との間の準委任契約の成立

平成13年頃、住友商事株式会社(以下「住友商事」という。)は、中部国際空港滑走路・誘導路の舗装工事を中部国際空港株式会社から請け負った共同企業体との間で、舗装工事の資材を供給する契約を締結した。そのころ、奥村組土木は、住友商事との間で、上記契約の下請として資材を供給する契約を締結した。そうしたところ、奥村組土木が上記資材を納入することにな

ったことを快く思わない反社会的勢力があり、その反社会的勢力は、奥村組土木及びその関連会社に対して受注を断念させるため嫌がらせを行うようになった。そこで、同年8月頃、奥村組土木は、原告との間で、上記嫌がらせを止めるよう説得することを委託することを合意した（以下「本件準委任契約」という。）。このとき、被告松岡が奥村組土木の代理人を務めた。

(2) 原告は、上記契約に係る反社会的勢力への説得工作を、更に板谷へ委託した。板谷は、この委託に基づき反社会的勢力と話をし、奥村組土木に対する妨害行為を止めさせることに成功した。

(3) 原告は、奥村組土木との間で、本件準委任契約に係る報酬を1億7500万円とすることを合意した。

(4) 原告は、板谷へ報酬を支払うに当たり、被告松岡の提案により、2500万円分については被告中島興業を経由させることとした。そして、原告は、被告中島興業に対し、本件送金を行った。ところが、上記松岡の提案は、被告らが共謀の上で本件送金を板谷に送金する意思がないのにこれがあるように装って原告を誤信させたものであり、本件送金は被告中島興業がそのまま領得し、板谷へ渡ることはなかった。

(5) 被告らは、奥村組土木から原告への送金及び本件送金は、本件プロジェクトに係る運航管理業務、綱取り業務及び清掃業務に係る請負代金である旨主張するが、被告中島興業は、奥村組土木が地元対策費等の裏金を捻出するためのトンネル会社であり、年間2000万円から3000万円もの請負業務を行えるような実体はないものである。原告は、奥村組土木から運航管理業務、綱取り業務及び清掃業務について請け負ったことはないし、被告中島興業へ下請に出したこともない。原告は、当該業務について、入札参加資格及び実績を全く有しておらず、作業場所である空港島への渡航手段も持ち合わせていないのであり、奥村組土木と被告中島興業との間に原告を参入させる理由が不明であって、合理性に欠ける話である。

(6) 原告は、本件送金はその趣旨どおり板谷へ交付されたものと認識していたところ、平成27年7月10日頃、板谷から、本件送金に係る金員が被告中島興業から板谷へ渡っていないことを初めて聞かされた。これを受けて、同月15日、原告の代表取締役である篠田榮太郎（以下「原告代表者」という。）、板谷及び被告松岡は、神戸市内のホテルで、本件交渉依頼の件について会談した。会談の席上、被告松岡は、本件交渉依頼に関する板谷の報酬金に未払がある事実を認めた。

（被告中島興業の主張）

- (1) 被告中島興業は、平成9年頃から、奥村組土木との間で、年間約2000万円から3000万円程度の継続的な取引があった。
- (2) 平成14年4月、奥村組土木は、本件プロジェクトに係る綱取りや清掃等の作業について、被告中島興業との間に原告を入れて、奥村組土木と原告、原告と被告中島興業との間でそれぞれ請負契約が締結された。
- (3) 上記各請負契約に基づき、奥村組土木から原告への送金及び原告から被告中島興業へ本件送金が行われた。原告は、奥村組土木から原告への送金から自己の報酬分を差し引いた上、被告中島興業に対し、本件送金を行っていたものである。本件送金は、全て被告中島興業が行った綱取りや清掃等の作業の対価として支払われたものであり、原告が主張するような板谷に対する迂回送金のための資金ではない。

（被告松岡の主張）

- (1) 奥村組土木が原告との間で本件準委任契約を締結した事実はない。
- (2) 平成14年4月頃、奥村組土木は、本件プロジェクトに関し、生コン供給事業に付随してこれに用いられる骨材を船積みした船舶の空港建設予定地における運航管理業務、具体的には岸壁での綱取り業務と荷下ろし荷揚げに際し汚した岸壁の清掃業務を請け負った。そして、奥村組土木は、この業務を被告中島興業へ発注することとした。しかるところ、奥村組土木は、当時、

請け負っていた生コン供給事業に対して他から妨害行為を受けるおそれがあったため、その対策として、原告の会社名を記した看板を現場事務所に掲示していた。そこで、奥村組土木は、被告中島興業へ上記業務を発注するに当たり、原告を間に入れて、原告と被告中島興業との間の代金を月額90万7200円、奥村組土木と原告との間の代金を月額95万9700円とすることで、上記看板掲示の対価として月額5万2500円を支払うことにしたものである。したがって、本件送金は、被告中島興業が行った上記業務の対価として支払われたものであり、原告が主張するような板谷に対する迂回送金のための資金ではない。

- (3) 平成27年7月15日、被告松岡は、原告代表者及び板谷と会談したが、その場で、本件交渉依頼に関する報酬は全額支払済みである旨述べた。
- (4) 板谷及び原告が平成27年になるまで本件交渉依頼に関する報酬の残金を請求していないのは、そのような報酬の残金が存在しないことを示している。
- (5) 原告の主張によっても、本件送金は、奥村組土木から原告への送金を原資とするものであるから、原告自体には不法行為の要件である損害が発生していない。

第4 争点に対する判断

1 認定事実

当事者間に争いのない事実、証拠（甲3、6ないし8、乙1ないし36、丙2（各枝番を含む。）、原告代表者、被告代表者中島忠志、同中島寛、被告松岡本人。主な証拠は各項に再掲する。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件プロジェクトに係る事業の状況

ア 奥村組土木は、平成13年12月頃、本件プロジェクトにおける生コンの供給事業を第2次下請企業として受注し、平成14年4月頃、これに関連する業務として、生コンプラントにセメントや砂砕石等の骨材を供給す

るための船舶の運航管理業務，綱取り及び清掃業務（以下「本件運航管理業務等」という。）を共同企業体から第1次下請企業として受注した。この本件運行管理業務等は，概ね2名程度が現場に常駐することを要するものであった。（丙2，被告松岡）

イ 被告中島興業は，平成9年頃から奥村組土木との間の取引を開始し，年間2000万円から3000万円程度の取引額があった。被告中島興業は奥村組土木から，本件プロジェクトに係る生コンプラントの基礎工事を請け負った。そして，同年3月頃，被告中島興業は，奥村組土木の専務取締役であった被告松岡から，上記工事に加えて，本件運航管理業務等を同年4月から約2年間の予定で注文を受け，これを承諾した。その際，当時，被告中島興業の実質的な経営者であった（平成21年9月以降は代表取締役に就任している。）中島忠志（以下「忠志」という。）は，被告松岡から，当該契約については形式上原告が間に入ること，同社が月額5万円程度受け取ることになる旨聞かされた。被告松岡は，本件交渉依頼の件に関する原告代表者の協力への対価の趣旨で上記金額を原告へ支払うこととした。（乙32，被告代表者忠志，被告松岡本人）

ウ 本件運航管理業務等には，主として，忠志の長男であり，被告中島興業及び関連会社である有限会社ナカシマ（以下「ナカシマ」という。）の代表取締役である中島寛（以下「寛」という。）が，平成14年4月から同年11月まで従事した。同人は，形式上，ナカシマから派遣された共同企業体の職員（運航管理課長）として作業に従事した。その他には被告中島興業から依頼された小林弘昭らがこれに従事した。上記業務の中心となる運航管理担当者には，同年10月まで寛が就任しており，同年11月からは木津正俊がこれを引き継いだ。（乙19，20の1・2，21ないし25，26の1ないし15，27ないし33）。

エ 平成14年7月から平成16年12月まで，奥村組土木から原告への送

金及び原告から被告中島興業へ本件送金がされた。(丙1)

(2) 本件交渉依頼の経緯等

ア 原告代表者と被告松岡は、本件交渉依頼の件の以前から、お互いに面識があった。

イ 平成14年頃、被告松岡は、奥村組土木の専務取締役として、当時同社に対して行われていた嫌がらせ行為に対処するため、本件交渉依頼を行うことにした。

ウ 被告松岡と原告代表者との話合いの結果、本件プロジェクトに係る工事期間中、奥村組土木の現場事務所には原告の社名が記された看板が掲示されることになった。また、その頃、本件交渉依頼に関し、被告松岡と板谷との間で、奥村組土木から板谷へ一定の報酬が支払われることが合意された。(原告代表者、被告松岡本人)

エ 平成15年4月10日から同年9月11日にかけて、本件交渉依頼に関し、奥村組土木から原告へ明勢建設株式会社(以下「明勢建設」という。)を経由して合計1199万5800円が送金された。これらを含めて、奥村組土木から板谷に対して報酬として合計5000万円が支払済みである。(甲3, 4, 6)。

オ 平成27年7月15日、原告代表者、板谷及び被告松岡は、神戸市内のホテルで、本件交渉依頼の件について会談した。席上、原告代表者は、被告松岡に対し、本件送金は板谷へ支払われるべき金員である旨主張した。なお、板谷は、平成14年から平成27年までのうち数年間、刑務所等に収容されていた(甲6, 7, 原告代表者)。

2 判断

(1) 前記認定事実のとおり、被告中島興業は、寛を中心として現に本件運航管理業務等に従事していたことが認められる。

他方、本件交渉依頼に関し、被告松岡と板谷との間で少なくとも5000

万円の報酬の支払が合意され、これが履行されたことは認められるが、これを超える報酬の合意があり、本件送金はその報酬の一部とする趣旨で被告中島興業へ送金されたものであることを認めるべき的確な証拠はない。

これからすると、被告中島興業は本件送金を本件運航管理業務等の対価として受領したものと認めるのが相当であり、本件送金が板谷へ交付することが予定された迂回送金の趣旨であったと認めることはできない。

(2) これに対し、原告は、奥村組土木から本件運航管理業務等を請け負ったことも、これを被告中島興業へ下請に出したこともない旨主張する。確かに、原告が、実質的に本件運航管理業務等に関与した事実は認められない。しかしながら、前記前提事実及び認定事実によれば、原告代表者は本件交渉依頼に関して被告松岡と話し合いを行っており、板谷らとの仲介の労を取っているとみられること、奥村組土木に対する嫌がらせ行為への対策の一環として原告の社名を記した看板が奥村組土木の現場事務所に掲示されたことからすると、原告へその対価を取得させるべく奥村組と被告中島興業との間へ形式的に原告を契約当事者として加えたことが考えられる。したがって、本件運航管理業務等に関与していない原告が介在していることをもって、必ずしも本件送金が本件運航管理業務等の対価と無関係であることにはならない。

(3) また、原告は、奥村組土木との間で本件準委任契約に係る報酬を1億7500万円とすることを合意し、被告松岡との合意の下、上記報酬のうち2500万円を板谷への報酬として支払う手段として本件送金を行った旨主張し、また、原告代表者は、本人尋問及び陳述書（甲7）において、板谷及び被告松岡と一度目に会談した際、板谷が本件交渉依頼の報酬として3億円を提示し、二度目に会談した際、板谷と被告松岡との間で報酬額を合計1億7500万円とし、内金として最初に5000万円を支払う旨合意がされ、事後に内金2500万円を原告及び被告中島興業経由で支払うとの合意がされた旨

供述する。しかしながら、上記のとおり、被告中島興業は、本件運航管理業務等を行っており、奥村組土木から報酬を受けるべき立場にあったこと、被告中島興業が、本件送金を板谷へ交付することを依頼され、了承していたとの証拠はないこと等に照らすと、本件送金に相当する2500万円が実質的に板谷への報酬であった旨の上記主張及び供述は採用することができない。

加えて、平成14年以降、平成27年7月に至るまで、原告及び板谷から被告らに対し、本件交渉依頼に関する報酬ないし本件送金に関して何らの異議が出されていないことからすると、被告松岡と板谷との間で報酬額に関して5000万円を超える金額の合意があったのか、また、被告中島興業との間で本件送金を板谷へ交付するとの合意があったのか、尚更、疑問であるといわざるを得ない。

- (4) また、原告代表者は、本人尋問及び陳述書（甲7）において、平成27年7月15日、板谷及び被告松岡と会談した際、同人が約束と異なり板谷に本件送金に係る金員を交付していないことを認めた旨供述する。しかしながら、被告松岡は、本人尋問及び陳述書（丙2）においてこれを否定しており、上記原告代表者の供述を裏付ける客観的な証拠もない。加えて、上記のとおり、原告も板谷も長期間にわたり被告松岡に対して本件送金に関する異議を述べていなかったという事実が認められる。これらに照らすと、上記原告代表者の供述を採用することはできない。

第4 結論

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第5民事部

裁 判 官 伊 丹 恭

奥村組土木興業㈱から原告への請負代金支払一覧表（支払通知書の集計による）

NO	支払日	請求額(税込)	手数料	支払額	(請求月)	請求書番号
1	平成14年07月10日	1,828,000	525	1,827,475	平成14年05月末	452756
2	" 08月12日	1,051,100	525	1,050,575	平成14年06月末	452758
3	" 09月10日	959,700	525	959,175	平成14年07月末	452763
4	" 10月10日	959,700	525	959,175	平成14年08月末	452767
5	" 11月11日	959,700	525	959,175	平成14年09月末	452773
6	" 12月10日	959,700	525	959,175	平成14年10月末	452774
7	平成15年01月10日	959,700	525	959,175	平成14年11月末	542353
8	" 02月10日	959,700	525	959,175	平成14年12月末	542354
9	" 03月10日	959,700	525	959,175	平成15年01月末	556661
10	" 04月10日	959,700	525	959,175	平成15年02月末	556662
11	" 05月12日	959,700	525	959,175	平成15年03月末	556666
12	" 06月10日	959,700	525	959,175	平成15年04月末	556668
13	" 07月10日	959,700	525	959,175	平成15年05月末	556669
14	" 08月11日	959,700	525	959,175	平成15年06月末	589252
15	" 09月10日	959,700	525	959,175	平成15年07月末	589253
16	" 10月10日	959,700	525	959,175	平成15年08月末	589254
17	" 11月10日	959,700	525	959,175	平成15年09月末	589255
18	" 12月10日	959,700	525	959,175	平成15年10月末	589256
19	平成16年01月13日	959,700	525	959,175	平成15年11月末	589257
20	" 02月10日	959,700	525	959,175	平成15年12月末	589258
21	" 03月10日	959,700	525	959,175	平成16年01月末	589259
22	" 04月12日	959,700	525	959,175	平成16年02月末	589261
23	" 05月10日	959,700	525	959,175	平成16年03月末	589263
24	" 06月10日	959,700	525	959,175	平成16年04月末	589266
25	" 07月12日	959,700	525	959,175	平成16年05月末	589267
26	" 08月10日	959,700	525	959,175	平成16年06月末	589268
27	" 09月10日	959,700	525	959,175	平成16年07月末	589269
28	" 10月12日	959,700	525	959,175	平成16年08月末	589270
29	" 11月10日	959,700	525	959,175	平成16年09月末	589271
30	" 12月10日	959,700	525	959,175	平成16年10月末	589272
	計	29,750,700	15,750	29,734,950		

神戸市湾岸開発(株)からの請負代金入金一覧表

(単位円)

日付	振込金額(A) A=B-C	代金額(消費税込)(B)	振込手数料(C)
H14.7.11	1,727,160	1,728,000	840
H14.8.12	992,970	993,600	630
H14.9.12	906,570	907,200	630
H14.10.15	906,570	907,200	630
H14.11.12	906,570	907,200	630
H14.12.10	906,570	907,200	630
H15.1.10	906,570	907,200	630
H15.2.12	906,570	907,200	630
H15.3.10	906,675	907,200	525
H15.4.10	906,675	907,200	525
H15.5.12	906,570	907,200	630
H15.6.10	906,675	907,200	525
H15.7.10	906,675	907,200	525
H15.8.11	906,675	907,200	525
H15.9.10	906,675	907,200	525
H15.10.14	906,675	907,200	525
H15.11.10	906,675	907,200	525
H15.12.10	906,675	907,200	525
H16.1.14	906,570	907,200	630
H16.2.10	906,675	907,200	525
H16.3.10	906,675	907,200	525
H16.4.12	906,675	907,200	525
H16.5.10	906,675	907,200	525
H16.6.10	906,675	907,200	525
H16.7.12	906,675	907,200	525
H16.8.10	906,675	907,200	525
H16.9.10	906,675	907,200	525
H16.10.12	906,675	907,200	525
H16.11.10	906,675	907,200	525
H16.12.10	906,675	907,200	525
合計	28,106,190	28,123,200	17,010

これは正本である。

平成29年 / 月 23 日

神戸地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 木村 秀 樹

